

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替株式の発行時の新規記載又は記録手続）

第一百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

二、当該発行に係る振替株式の銘柄

三、前号の振替株式の株主である加入者の氏名又は名称

四、前号の加入者のために開設された第一号の振替株式の振替を行うための口座

五、加入者ごとの第一号の振替株式の数

六、前条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

2、前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一、当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加及び同項第五号に規定する事項の記載又は記録

二、当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の

増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知
3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（発行済株式を振替株式とするための新規記載又は記録手続）

第一百三十二条 発行者が会社の成立後に特定の種類の株式について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該発行者は、その旨及び次に掲げる事項を第一号の一月前までに当該株式に係る株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知しなければならない。

（一）発行者が一定の日における株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

（二）前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第一百四十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百三十二条第二項第一号（同条第三項（第一百四十四条第二項及び第一百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第一百四十条第二項及び第一百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第一百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十

二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第一百四十四条第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）又は第一百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 前項第一号の株主又は質権者が同号の一定の日までに同項第一号の口座を発行者に通知しなかつた場合には、当該発行者は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該質権者のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 発行者は、第一項第一号の一定の日以後、速やかに、同項に規定する特定の種類の株式について振替機関に第十三条第一項の同意を与えるなければならない。

4 発行者は、前項の同意を与えた後、遅滞なく、同項の振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該同意に係る振替株式の銘柄

二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた第一項第二号の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 当該同意に係る振替株式の総数その他主務省令で定める事項

5 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘

柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第

四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の第一百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係

る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項

第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と

同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第

一号から第八号までに掲げる事項の通知

- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

第一百三十二条 特定の銘柄の振替株式について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該株主との数

四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち株主との数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録
- イ 振替数についての減少の記載又は記録

口 イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

一 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第一百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の株主ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでな

い場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録
- 四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録
- 五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでな

い場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第一号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

（一）当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

（二）前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

（三）当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振

替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例）

第一百三十三条 加入者は、第一百三十一条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この条において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものが、当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて

執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

- 一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出
- 二 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

3 前項の規定は、特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5 前条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第三項	第一項の申請をする加入者 (以下この条において「申請人」という。)	発行者
前条第三項第一号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座
前条第四項第一号	申請人の口座の前項第一号	前項第一号の口座の同号

6 第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

（振替株式の消却等に関する記載又は記録手続）

第一百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、株式の消却をしようとする場合（次条第一項及び第一百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替株式の発行者は、商法第二百十二条第一項の決議後又は第一百六十三条第一項の一一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいづれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場

合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対するものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録
がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数のうち当該株主」と
の数

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執

らなければならない。

- 一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の株主」との数の減少の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知
- 三 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又是記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第一項後段及び第二項から前項まで（第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号口を除く。）の規定は、転換予約権付株式（商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式をいう。第一百六十四条において同じ。）である特定の銘柄の振替株式について同条第一項の規定による抹消の申請があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三項	発行者は、第一項前段の通知 第百六十四条第一項の規定により申請をする加入者は、同項の申請
第四項	直ちに 遅滞なく
第四項第一号	前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄 前項の加入者の口座の保有欄

（振替株式の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第一百三十五条 特定の銘柄の振替株式の全部について、商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の消却に係る振替株式の銘柄

二 商法第二百十三条第四項の一 定の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、第一項第二号の一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該

通知を受けた口座管理機関について準用する。

(保有株式数に応じた振替株式の消却又は併合に関する記載又は記録手続)

第一百三十六条 特定の銘柄の振替株式について株主の有する当該振替株式の数に応じて商法第二百十三条规定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の一定の日の一週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の消却又は併合に係る振替株式の銘柄

二 一から次のイの数の口の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」といいう。）

イ 株式の消却又は併合後の当該振替株式の発行総数

ロ 株式の消却又は併合前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十三条规定による商法第二百十五条ノ二の一定の日

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第